【死亡保険】勉強会資料

2024年6月



商品研修

商品のしくみ

この保険は、被保険者の方が死亡された場合に、所定の死亡保険金を受け取ることができる保険です。

掛捨型の保険で、貯蓄性(満期保険金など)はありません。

新規でお申込みいただける方(被保険者)の範囲

責任開始日において満 50 歳以上満 80 歳以下である方が、新規でお申込みいただけます。

なお、更新は更新日において満99歳まで更新可能で、満100歳で更新不可となります。

保険期間と更新

- 保険期間は1年間です。
- 更新は**自動更新**です。
- 保険契約者が満**了日まで**に更新しない旨を通知しない限り、そのまま更新となります。 ただし、被保険者の年齢が満 100 歳を超える場合は更新されません。
- 更新後の保険料・保険金額は、更新時の被保険者の満年齢に応じて変更となります。

保険料について

- お申込み時の保険料は、責任開始日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。
- また更新後の保険料は、更新日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。
- 払込回数は**月払か年払**のいずれかです。払込経路は**口座振替**となります。
- 月払保険料は払込期月中の毎月の振替日(<u>27 日</u>)に、年払保険料は責任開始日または更新日の属する月の振替日(**27 日**)に、保険契約者の指定口座より口座振替(自動振替)にてお支払いいただきます。
- 保険料の収納に関して、領収証は原則として発行されません。

保険金が支払われる場合

- 保険金が支払われる場合(支払事由)は**被保険者が保険期間中に死亡したとき**です。
- 支払われる保険金の種類は**死亡保険金**です。
- 支払われる額は保険証券(または更新証)に記載された保険金額です。
- 受取人は保険金受取人です。
 - ※ 被保険者の生死が不明な場合、法定死亡(失踪宣告、戸籍法上の認定死亡による除籍)、その他死亡したものと保険会社が認めたときは、保険金を支払います。
 - ※ 保険金が支払われた場合の保険契約の消滅日は、被保険者が死亡した日とします。
 - ※ 被保険者が、地震、噴火、津波、戦争その他の変乱によって死亡した場合に、それによって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、保険会社は、その程度に応じ、保険金を削減して支払うことがあります。

保険金が支払われない主な場合

保険金が支払われない主な場合は、以下の通りです。

- 保険契約が**告知義務違反**により解除となった場合
- 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、**重大事由により保険契約が解除となった場合**
- 保険契約について詐欺の行為があって取り消された場合
- 保険金の不法取得目的があって保険契約が無効になった場合
- 保険料のお払込みがなく、保険契約が失効した場合
- 以下の**免責事由**に該当した場合
 - ◆ 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
 - ♦ 保険契約者の故意
 - ◆ 保険金受取人の故意

配当金·満期保険金·解約返戻金

- この保険には**契約者配当金はありません。**
- この保険は掛捨型で**満期保険金はありません。**
- 保険料払込方法(回数)が**月払**の場合は、解約返戻金はありません。
- 保険料払込方法(回数)が<u>年払</u>の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数 (以下「経過月数」といいます) に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

告知義務について

- 保険契約者または被保険者には、ご契約時に危険選択に関する重要な事項のうち、保険会社所定の書面等で質問した事項につき、その書面等により告知する義務があります。これを**告知義務**といいます。
- 故意または重大な過失によって告知書などに事実と違う記載をされた場合、または事実を告知されなかった場合は、**告知義務 違反**として保険会社は契約を解除することがあり、その場合、保険金の支払事由が発生していても、保険金はお支払いされません。
- 加入時に詐欺行為や保険金を不法に取得する目的があったときは、責任開始日からの年数を問わず、保険金はお支払いされません。 また、すでにお払い込みいただいた保険料も返金されません。
- 事集人には告知受領権がありません。
- 募集人が保険契約者や被保険者から口頭で聞いていたとしても、告知したことにはなりません。
- 保険会社は受領した告知事項を審査し、その内容によっては保険の引き受けができないことがあります。

保険契約のお申込みの撤回等(クーリング・オフ)について

この保険は保険期間が1年以下であるため、クーリング・オフの対象外です。

契約日・責任開始日について



- お申込みいただいたご契約を**申込締切日(毎月 15 日)**までに保険会社が承諾した場合は、**翌月の 1 日**から保障が開始されます。
- 申込書などに記入漏れがあった場合や、保険会社がお申込みに関する確認に時間を要する場合などで、お申込みを承諾した 日が15日を過ぎた場合は、**責任開始日**が順延されます。
- 初年度の保険契約において保険会社の保険契約上の責任が開始される日を**責任開始日**といいます。
- 契約日は責任開始日となり、保険期間、保険料払込期間および契約年齢はその日を基準として計算します。

保険料払込の猶予期間と契約の失効

保険料払込の猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までです。

猶予期間中に保険料の払い込みがない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

【 保険料未払いによる失効の例 】

>月払の場合

払込期月までに払い込まれるべき保険料のお払込みがなく、その翌月の猶予期間満了日までに翌月分の保険料を合算した 2 か月分の保険料が払い込まれない場合



>年払の場合

猶予期間満了日までに、払込期月に払い込まれるべき保険料のお払込みがない場合



なお、保険契約が失効した場合、保険契約の復活の取扱いはありません。

その他の注意事項

【 申込書・告知書のご記入について 】

申込書は、保険契約者・被保険者それぞれがご自身で記入していただく必要があります。

告知書は、被保険者の健康状態や傷病歴などをお知らせいただくものです。被保険者自身が正確にご記入しなければいけません。

【 少額短期保険募集人の権限 】

募集人は、お客様と保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。 ご契約は保険会社がご 契約のお申込みを承諾したときに有効に成立します。

【 ご契約の解約に際しての不利益事項 】

契約中の保険契約を解約すると、新たに保険契約を申し込んでも、 被保険者の健康状態などによってはお引き受けできないことがあるなど、お客様にとって不利益になることがあります。

【 生命保険料控除の対象外となることについて 】

この保険では、保険契約者が負担する保険料は、所得税法上、所得控除(生命保険料控除) の対象となっておりません

【 申込書・告知書の送付後 】

- 申込書・告知書のご記入後は、代理店で取りまとめのうえ、保険会社に送付していただきます。
- 保険会社に到着後、書類の不備等がないかを確認し、引受に関する審査を行います。
- 引受が承諾されれば、保険契約者宛に保険証券が郵送されます。
- 残念ながら、引受が不承諾となった場合、保険契約者宛にお引き受けできない旨の通知が発送されます。

【 被保険者の健康状態告知書 】

以下の項目が告知事項となります。

- 1. 被保険者のご職業と勤務先を記入してください。
- 2. 現在入院中ですか。または医師から入院・手術を勧められていますか。
 - ※「はい」に該当する場合は不可。
- 3. 過去 6 か月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。
 - ※ただし、風邪の治療で既に完治している場合を除く。
- 4. 過去 5 年以内に、同一の病気やケガで 7 日間以上の期間にわたり、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。
- 5. 過去 5年以内に病気やケガで入院したこと、または手術を受けたことがありますか。
 - ※日帰り入院・日帰り手術を含みます。
 - 3から5のいずれか一つでも「はい」の場合、その内容を病気やケガごとに記入する必要があります。

【 引受できない主な例 】

がん	白血病、悪性リンパ、肉腫、GIST などを含む悪性腫瘍
心臓	狭心症、心筋梗塞、心筋症、心不全、心臓弁膜症、心房細動など
脳	脳卒中(脳出血・脳梗塞・くも膜下出血、一過性脳虚血発作)、脳動脈瘤
神経	アルツハイマー病、認知症、多発性硬化症、パーキンソン病
肺·気管支	間質性肺炎、肺線維症、サルコイドーシスなど
胃腸・すい臓	潰瘍性大腸炎、クローン病、慢性膵炎、胆嚢胞など
肝臓·腎臓	肝硬変、原発性胆汁性肝硬変、慢性腎炎、ネフローゼ症候群、IgA 腎症など
血管・リンパ	動脈瘤、大動脈解離(解離性大動脈瘤)、動脈硬化症、血小板減少性紫斑病、血小板減少症、
	再生不良貧血など
その他	食道静脈瘤、全身性エリテマトーデス、シェーグレン症候群、ベーチェット病、強皮症、川崎病など

保全業務

保険金請求

【 保険金請求の流れ 】

保険金請求の流れは、以下の通りです。

- 1. まず、ご家族の方から**保険金請求センター (0120-178-041 平日 9:30~17:30)** までご連絡いただきます。 ご契約状況の確認や、発生状況などをお聞きしたうえで、必要書類のご案内を郵送いたします。
- 2. 必要書類のご案内がお客さまの手元に届きましたら、保険金受取人となる方にて、以下の書類を揃えていただき、返信用封筒にて**保険金請求センター**までご返送いただきます。

必要書類	備考
会社所定の請求書 (保険金請求書)	必要書類のご案内に同封。
医師の死亡診断書または死体検案書	コピー
被保険者の住民票(除票)	原本(返却希望の場合はお申し出ください)
保険金受取人の本人確認書類	コピー(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)

3. 保険会社にて必要書類を確認し、不備が無ければ、保険金請求に必要な書類がすべて保険会社に到着した日の翌日から 5 営業日以内に保険金をお支払いします。

【代理店での業務】

保険金請求時においては、保険金受取人がスムーズに保険金を受け取れるようサポートすることが代理店の主な業務となります。

具体的には、保険金請求センターのご案内や、保険金請求の流れについてのご説明となります。

もし、お客さまより保険金請求のお問い合わせがありましたら、まずは保険金請求センターのフリーダイヤルをご案内していただき、お客さまより保険金請求センターへお電話していただくよう促してください。その際、簡単に上記の流れをご説明いただけると助かります。

また、請求書類の受け渡しについて、原則はお客さまと保険会社とが直接郵送でやり取りしますが、お客さまのご希望があった場合は、書類の受け渡しにご協力いただけると大変助かります。

逆に、控えていただきたいこととして、保険金支払の可否判断や請求書類の不備判断は、保険会社での業務となりますので、代理店での判断や言及は絶対に避けてください。極力、保険会社への促しに徹していただきますようお願いいたします。

更新

【 更新について 】

保険契約満了日の2か月前までに、保険会社より保険契約者宛に、「更新手続きのご案内」と更新後の契約内容(保険料や保険金額等)を記載した「更新証」が郵送されます。

> 更新する場合

保険契約は自動更新となりますので、特段のお手続きは必要ありません。

更新後は保険証券と更新証をあわせて保険証券とみなすこととなります。

> 更新しない場合

保険契約満了日をもって終了(非更新)とする場合、保険契約者が保険期間満了日までに保険会社に対し、書面にてご更新しない旨を通知する必要があります。まずは、保険契約者より**コールセンター(03-6824-4768 平日 10:00~16:00)**までご連絡ください。必要書類を郵送いたします。

必要書類が届きましたら、保険期間満了日までに保険会社に到着するようご返送ください。

不備が無ければ、手続き完了のお知らせを保険会社より郵送いたします。

> 契約内容を変更したうえで更新する場合

更新時に限り、払込回数(月払・年払)の変更、保険金額の変更及び保険料の変更が可能です。もし変更を希望される場合、保険契約者よりコールセンター(03-6824-4768 平日 10:00~16:00)までご連絡ください。必要書類を郵送いたします。

必要書類が届きましたら、保険金額の増額にあたる変更の場合は更新日の前々月の末日まで、それ以外の変更の場合は更新日の前日までに保険会社に到着するようご返送ください。なお、保険金額の増額にあたる場合は、保険契約の申込時と同様に保険金額の増額についての引受査定を行います。

不備が無ければ、変更内容を反映した更新証を保険会社より郵送いたします。

【 代理店での業務 】

更新は自動更新となりますので、代理店での業務は特段ありません。

もし、お客さまよりお問い合わせがありましたら、コールセンターの電話番号をご案内いただきますようお願いいたします。

なお、各種書類が届かない等のお問い合わせであれば、保険会社より再送いたしますので、その旨をコールセンターまでご連絡ください。

変更

【 変更について 】

保険契約者または被保険者の<u>住所や連絡先</u>に変更があった場合、保険契約者より**コールセンター(03-6824-4768 平日** 10:00~16:00)までご連絡ください。必要書類を郵送いたします。

保険契約者は、被保険者の同意を得て、**保険契約者や保険金受取人**を変更することができます。変更希望の場合、保険契約者より**コールセンター(03-6824-4768 平日 10:00~16:00)**までご連絡ください。必要書類を郵送いたします。

必要書類の返送後、保険会社での手続きが完了次第、手続き完了のお知らせを保険会社より郵送いたします。

【 代理店での業務 】

変更について、代理店での業務は特段ありません。

もし、お客さまよりお問い合わせがありましたら、コールセンターの電話番号をご案内いただきますようお願いいたします。

解約

【解約】

保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。解約希望の場合、保険契約者より**コールセンター(03-6824-4768 平日 10:00~16:00)**までご連絡ください。必要書類を郵送いたします。

保険料の払込回数が月払の場合、解約返戻金はありません。

なお、当月分の保険料の収納が当月のため、解約日が属する月の27日が保険料振替の最終となります。

例) 6月分の保険料の振替は6/27のため、6/15付解約の場合でも6/27が保険料振替の最終となります。

保険料の払込回数が**年払**の場合、保険期間 1 年の中の経過月数に応じた解約返戻率をもとに解約返戻金を、保険契約者にお支払いします。

※解約返戻率は、月割や日割による計算ではありません。

【代理店での業務】

変更について、代理店での業務は特段ありません。

もし、お客さまよりお問い合わせがありましたら、コールセンターの電話番号をご案内いただきますようお願いいたします。

営業話法

対面募集の進め方(営業)

【 ヒアリング 】

少しでも死亡保険に興味を持っていただけそうな方には、葬儀費用に関して不安はないか、十分な備えはあるのか…等をヒアリングしてみましょう。お葬式の費用に関する相場や種類についての世間話でも結構です。

そのうえで、費用に対する備えが十分か、保険や共済による保障があるのかをヒアリングしてみましょう。

【 保険の提案 】

(十分な備えがある or すでに生命保険や生命共済に加入中なら)

→ 少額短期保険の死亡保険で、保障をもう少しプラスしてみませんか。葬儀費用以外にも、その他の費用(病院への支払や法事にかかる費用、当座の生活費)でいろいろ出費がかさむことが多いので、おまけの保障を考えてみませんか。

(特段の備えが無い or 高い保険料を払えないなら)

→ 少額短期保険の死亡保険は、一般的な生命保険と比べて割安な保険料です。いまご加入された場合の保険料を見てみませんか。毎年保険料は上がっていくコースもありますが、保険金額を下げることで毎年の保険料を一定にするコースもあります。

【 クロージング 】

この保険は、シンプルな保障だからこそ一般的な生命保険と比べて保険料が割安となっている保険です。おまけのような、或いはお守りのような保険であることを強調してみましょう。

また、大きな病気やケガをしてからでは契約できない保険です。お断りせざるを得なくなってしまう前に、少しでも健康な内にご検討をいただくようおすすめしてみてください。

【注意】

保険の手続きに入る前に、所属保険会社がきずな少額短期保険であること、自身が募集人であり告知受領権がないことをお客さまに説明してください。

対面募集の進め方(手続き)

【 パンフレットや重要事項説明書 】

実際にお申し込みされるとなった段階で、パンフレットや重要事項説明書を使い、お客さまにこの保険の内容をご理解していただく必要があります。

まずパンフレットでは、加入コース・保険料・保険金額について説明ください。どのコースをご希望か決まっていなければ、この時点で決めていただきましょう。

次に、重要事項説明書では、保障内容(保険金の支払事由・免責事由)、保険期間(1年間の自動更新)、配当金・満期保 険金・解約返戻金がないこと、注意喚起情報について、説明してください。この際、重要事項説明書を一字一句、読み上げる必要 はありませんが、重要となる上記の項目については口頭でご説明していただき、その他の項目については後程ご確認いただくよう伝えた うえで、**重要事項説明書の書面をお渡ししてください。**

【申込書の記入】

パンフレットや重要事項説明書にて、保険の内容をご理解・ご確認いただけたら、保険契約者となる方に、申込書をご記入・ご捺印していただいてください。申込書には、ご記入いただく項目が 10 項目ありますが、**記入例**を見ながら進めていただくと、よりスムーズにお手続きいただけます。

ご記入は、すべて黒のボールペンにてご記入ください。もし、訂正する場合は二重線で抹消し、複写枚数分すべてに訂正印(または 自署)をしたうえで、余白に正しい内容をご記入ください。捺印は、お手元に印鑑が無い場合、保険契約者のフルネームの自署でも 問題ありません。

保険契約者と被保険者が同一の場合は、すべて同じ方がご記入されることとなりますが、保険契約者と被保険者が異なる場合は、 被保険者の欄、健康状態告知書の欄、詳細記入欄は被保険者の、それ以外は保険契約者の記入項目となります。

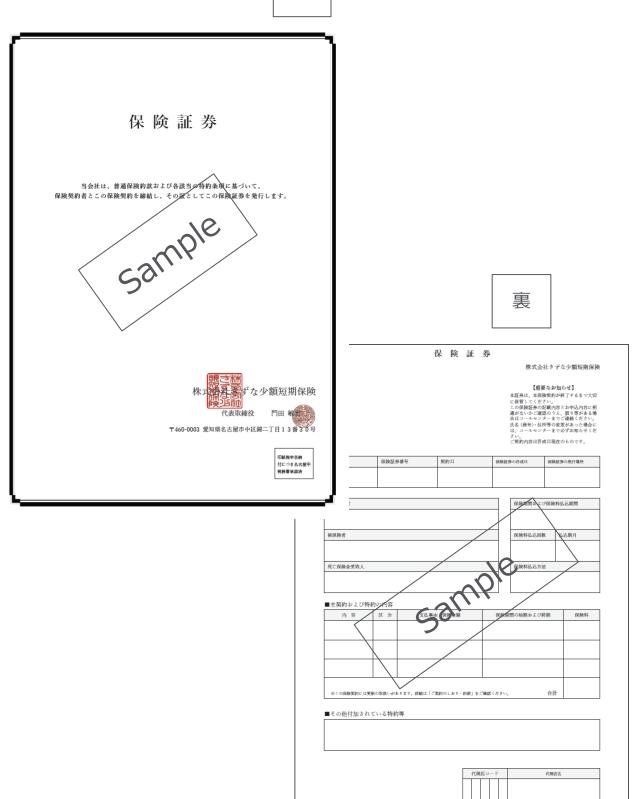
健康状態告知書の欄や詳細記入欄は、保険の引受や保険金支払に関する重要な項目となります。

万一、被保険者がありのままに正しくご記入されなかった場合、解除や取消となり、保険金がお支払いできなくなります。告知をすることを妨げたり、告知しないことや事実でないことを告げることを勧めたりすることは、決して行わないでください。

参考資料

>保険証券イメージ

表



KZ2023 · MD · 005

保険金額定額コース保険料表・一覧 男性 保険金額 年払 保険金額 月払 50万円 100万円 200万円 300万円 50万円 300万円 100万円 200万円 50歳 290 580 1.160 1.740 3.405 6.810 13.620 20.430 310 620 1,240 1,860 3,635 7,270 14,540 21,810 51歳 335 670 1.340 2.010 52歳 3.900 7.800 15,600 23,400 355 710 1,420 2,130 53歳 4,170 8,340 16,680 25,020 385 770 1,540 2,310 54歳 4,485 8,970 17,940 26,910 55歳 415 830 1,660 2,490 4,840 9,680 19,360 29,040 890 1.780 2.670 56歳 5.210 10.420 20,840 31.260 445 475 950 1,900 2,850 57歳 5,575 11,150 22,300 33,450 2,040 510 5.945 11.890 23.780 1.020 3.060 58歳 35.670 1,090 2,180 3,270 59歳 6,375 12,750 25,500 38,250 545 2,360 3,540 6,890 13,780 27,560 41,340 590 1,180 60歳 650 1,300 2,600 3,900 61歳 7,570 15,140 30,280 45,420 1,430 4,290 33,300 49,950 715 2.860 62歳 8.325 16,650 780 1,560 3,120 4,680 63歳 9,095 18,190 36,380 54,570 64歳 845 1,690 3,380 5,070 9,860 19,720 39,440 59,160 925 1,850 3,700 5,550 65歳 10,770 21,540 43,080 64,620 1.010 2,020 4,040 6,060 66歳 11,740 23,480 46,960 70.440 2,190 1,095 4,380 6,570 67歳 12,730 25,460 50,920 76,380 1.185 2.370 4.740 7.110 68歳 13.815 27.630 55.260 82.890 1.285 2.570 5,140 7,710 69歳 14,965 29,930 59,860 89,790 1,400 2,800 5,600 8,400 70歳 16,265 32,530 65,060 97.590 9,180 17,745 35,490 70,980 106,470 1,530 3.060 6,120 71歳 1,665 3.330 6,660 9.990 72歳 19,335 38,670 77,340 116,010 1,805 3,610 7,220 10,830 73歳 20,895 41,790 83,580 125,370 3,910 11,730 22,645 90,580 1,955 7,820 74歳 45,290 135,870 24,825 49,650 99,300 148,950 2,150 4,300 8,600 12,900 75歳 2,385 4.770 9.540 14,310 76歳 27,500 55,000 110,000 165,000 30,740 122,960 2,670 5,340 10,680 16,020 77歳 61,480 184.440 3.010 6.020 12,040 18,060 78歳 34,585 69,170 138,340 207,510 3,400 6,800 13,600 20,400 79歳 38,950 77,900 155,800 233,700 3.795 7.590 15,180 22.770 80歳 43,360 86.720 173,440 260.160 4,255 8,510 17,020 25,530 81歳 48,400 96,800 193,600 290,400 4,765 9,530 19,060 28,590 82歳 54,035 108.070 216,140 324,210 10,690 21,380 32,070 83歳 60,325 120,650 241,300 361,950 5.345 6,000 12,000 24,000 36,000 84歳 67,360 134,720 269,440 404,160 6,720 13,440 26,880 40,320 85歳 75,030 150,060 300,120 450,180 14.970 29,940 44,910 7.485 83.060 166,120 332.240 498.360 86歳 49,950 91,715 183,430 8,325 16,650 33,300 87歳 366,860 550,290 9,250 18.500 37,000 55.500 88歳 101,185 202,370 404,740 607,110 10,290 20.580 61,740 89歳 111.585 223,170 446,340 669,510 41,160 22,930 45,860 68,790 90歳 123,160 246,320 738,960 11,465 492,640 12,765 25,530 51,060 76,590 91歳 135,710 271,420 542,840 814,260 14.260 28,520 57,040 85,560 92歳 149,790 299,580 599,160 898,740 164,985 15,915 31,830 63,660 95,490 93歳 329,970 659,940 989.910 17,575 35,150 70,300 105,450 94歳 179,755 359,510 719,020 1,078,530 19,050 38,100 76,200 114,300 95歳 192,525 385,050 770,100 1,155,150 412,890 20,705 41,410 82,820 124,230 96歳 206,445 825,780 1.238.670 22,460 44,920 89,840 134,760 97歳 220,790 441,580 883,160 1,324,740 24.335 48.670 97.340 146.010 98歳 235.620 471.240 942.480 1.413.720 52,690 105,380 250,975 501,950 1,003,900 1,505,850 26,345 158,070 99歳 ※将来の保険料をお約束するものではありません。保険料率の改定を行った場合は保険料は変わります。

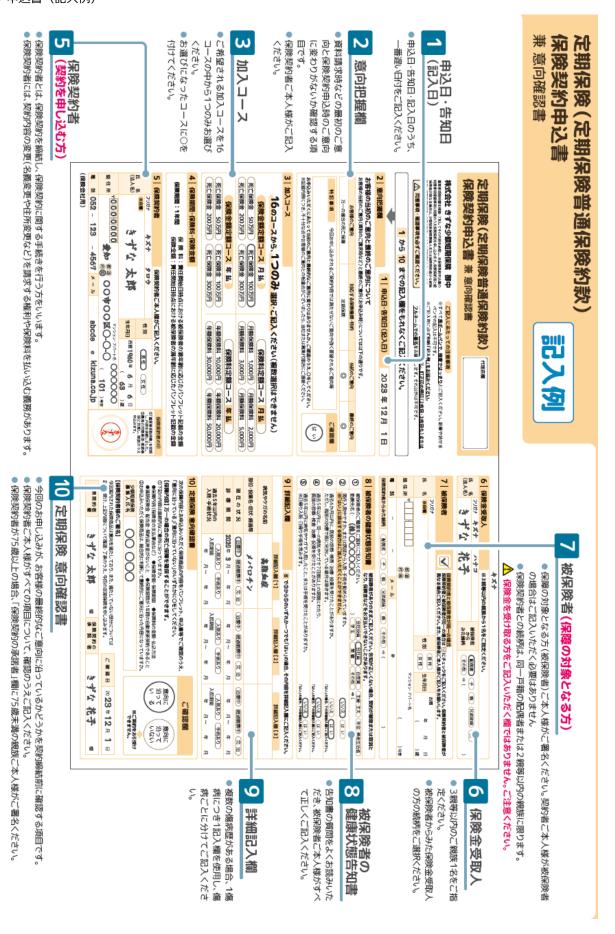
きずなの死亡保険

女 性

(単位:円)

	保険金額	月払		契約 年齢		保険金額	年 払	
0万円	100万円	THE RESERVE AND ADDRESS OF THE PERSON		100000000000000000000000000000000000000	50万円		200万円	WILL DO NOT THE REAL PROPERTY.
200	400	800	1,200	50歳	2,345	4,690	9,380	14,07
210	420	840	1,260	51歳	2,490	4,980	9,960	14,94
225	450	900	1,350	52歳	2,640	5,280	10,560	15,84
240	480	960	1,440	53歳	2,790	5,580	11,160	16,74
250	500	1,000	1,500	54歳	2,930	5,860	11,720	17,58
260	520	1,040	1,560	55歳	3,060	6,120	12,240	18,36
270	540	1,080	1,620	56歳	3,170	6,340	12,680	19,02
280	560	1,120	1,680	57歳	3,285	6,570	13,140	19,71
290	580	1,160	1,740	58歳	3,410	6,820	13,640	20,46
310	620	1,240	1,860	59歳	3,600	7,200	14,400	21,60
325	650	1,300	1,950	60歳	3,825	7,650	15,300	22,95
350	700	1,400	2,100		4,090	8,180	16,360	24,54
370	740	1,480	2,220	62歳	4,350	8,700	17,400	26,10
395	790	1,580	2,370	63歳	4,615	9,230	18,460	27,69
420	840	1,680	2,520	64歳	4,900	9,800	19,600	29,40
450	900	1,800	2,700	65歳	5,245	10,490	20,980	31,47
480	960	1,920	2,880	66歳	5,635	11,270	22,540	33,81
515	1,030	2,060	3,090	67歳	6,040	12,080	24,160	36,24
555	1,110	2,220	3,330	68歳	6,500	13,000	26,000	39,00
600	1,200	2,400	3,600	69歳	7,025	14,050	28,100	42,15
655	1,310	2,620	3,930	70歳	7,645	15,290	30,580	45,87
715	1,430	2,860	4,290	71歳	8,355	16,710	33,420	50,13
785	1,570	3,140	4,710	72歳	9,155	18,310	36,620	54,93
855	1,710	3,420	5,130	73歳	9,965	19,930	39,860	59,79
935	1,870	3,740	5,610	74歳	10,880	21,760	43,520	65,28
1,030	2,060	4,120	6,180	75歳	12,025	24,050	48,100	72,15
1,155	2,310	4,620	6,930	76歳	13,470	26,940	53,880	80,82
1,310	2,620	5,240	7,860	77歳	15,225	30,450	60,900	91,35
1,490	2,980	5,960	8,940	78歳	17,280	34,560	69,120	103,68
1,695	3,390	6,780	10,170	79歳	19,660	39,320	78,640	117,96
1,910	3,820	7,640	11,460	80歳	22,110	44,220	88,440	132,66
2,160	4,320	8,640	12,960		24,930	49,860	99,720	149,58
2,450	4,900	9,800	14,700	82歳	28,265	56,530	113,060	169,59
2,795	5,590	11,180	16,770	83歳	32,120	64,240	128,480	192,72
3,180	6,360	12,720	19,080	84歳	36,435	72,870	145,740	218,61
3,610	7,220	14,440	21,660	85歳	41,240	82,480	164,960	247,44
4,105	8,210	16,420	24,630	86歳	46,700	93,400	186,800	280,20
4,675	9,350	18,700	28,050		52,965	105,930	211,860	317,79
5,350	10,700	21,400	32,100	88歳	60,225	120,450	240,900	361,35
6,105	12,210	24,420	36,630	89歳	68,325	136,650	273,300	409,95
6,960	13,920	27,840	41,760	90歳	77,355	154,710	309,420	464,13
7,935	15,870	31,740		91歳	87,480	174,960	349,920	524,88
9,095	18,190	36,380	54,570	92歳	99,310	198,620	397,240	595,86
10,410	20,820	41,640	62,460	93歳	112,465	224,930	449,860	674,79
11,845	23,690	47,380	71,070	94歳	126,470	252,940	505,880	758,82
13,435	26,870	53,740	80,610	95歳	141,585	283,170	566,340	849,51
14,935	29,870	59,740	89,610	96歳	155,430	310,860	621,720	932,58
16,500	33,000	66,000	99,000	97歳	169,505	339,010	678,020	1,017,03
18,140	36,280	72,560	108,840	98歳	183,810 198,375	367,620 396,750	735,240	1,102,86
19,855	39,710	79,420	119,130	99歳	190,373	390,750	793,500	1,190,25

※将来の保険料をお約束するものではありません。保険料率の改定を行った場合は保険料は変わります。



>重要事項説明書概要

- ◆この保険は、被保険者が保険期間中に死亡した場合に、所定の死亡保険金を受け取ることができる保険です。
- ◆保険金の請求権は3年で時効となり消滅しますので、保険金をお支払いする事由が発生した場合は速やかにご連絡ください。

保険金をお支払いする場合	被保険者が保険期間中に死亡したときに、保険証券記載の保険金額を保険金受取人に支払ます。
	① 告知を偽るなど告知義務違反により保険契約が解除となった場合
	② 保険金を搾取する目的で事故を起こすなど重大事由により保険契約が解除となった場合
	③ 詐欺行為による保険契約の取消や保険金の不法取得目的があって保険契約が無効になった場合
保険金を支払わない主な場合	④ 保険料の不払いにより保険契約が失効した場合
	⑤ 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺
	⑥ 保険契約者の故意による被保険者の死亡
	⑦ 保険金受取人の故意による被保険者の死亡
保険金が支払われた場合	被保険者が死亡した日をもって保険契約は消滅します。
保険期間	責任開始日から1年間、更新後は更新日から1年間です。
保険契約の更新	この保険は自動で更新されます。
	更新を希望しない場合は、保険期間満了日の2週間前までに書面で更新しない旨の通知が必要です。
保険料	更新ごとに更新日における満年齢に応じた保険料となり、保険料は毎年上がります。
配当金	契約者配当金はありません。
満期保険金	掛捨て型の保険で、満期保険金はありません。
解約返戻金	月払い契約の場合、解約返戻金はありません。
	保険契約者や被保険者にはご契約時に会社所定の質問事項に対して告知する義務があります。
告知義務	故意または重大な過失により事実と違う内容を記載した場合や事実を告知しなかった場合は保険金が支払われませ
	h_{\circ}
保険契約の失効	保険料が2か月連続でお支払いいただけない場合、保険契約は失効します。
クーリングオフ	保険期間が1年間のためクーリングオフの対象外です。
セーフティネット	少額短期保険業者のため、生命保険会社・損害保険会社が加入する保険契約者保護機構によるセーフティネットの
ゼーフティネット	対象外です。
保険金請求権	保険金の請求権は、保険金の支払事由が発生した日より3年間で時効により消滅します。
/U 吟初めの出立	少額短期保険募集人は保険契約の媒介を行う者であり、保険料や告知の受領兼、保険契約の締結権は有しません。
保険契約の成立	契約は保険会社が契約の申込を承諾したときに有効に成立します。

きずな少額短期保険 KZ2024・MD・022

株式会社きずな少額短期保険 御中

ご提出日:	年	月	\Box

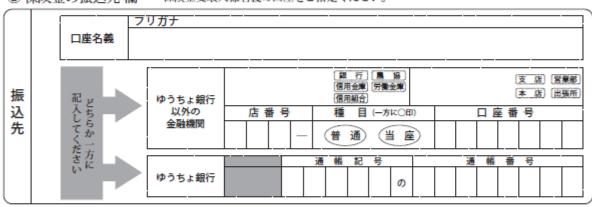
保険金請求書

下記内容および添付する関係書類の内容が事実と相違ないことを確認し、保険金の請求をしますので、下記指図の通りお支払いください。なお、下記口座への振込をもって保険金の支払いが成されたものと認めます。また、下記保険金請求者欄の署名・捺印をもって貴社の「個人情報の取扱いについて」の内容に同意したものとします。

① 保険金請求者 (保険金受取人) 欄

1 0	- -	証券番号						
保険金	ご 住 所:							
請求者	T E L:							
者	ご請求者名:	(fi	<u>)</u>					

② 保険金の振込先欄 保険金受取人様名義の口座をご指定ください。



③ 事故発生状況 欄 病気の場合は、ご記入いただかなくて結構です。

事	事故発生日時:	年	月	E	3 (曜日)	午前 午後	時	分頃
故	事故発生場所:	都 道府 県	Į Į	区 市町 村					
発生	事故発生状況:								
状									
況									

④ 同意書欄

※切りとらずにそのままご提出ください。

ご請求者様 (保険金受取人様) にて下記の同意書にご署名・ご捺印をお願いいたします。 (併せて、被保険者様との続柄をご記入ください。)

	請求内容につき了承し、被保険者の診療に従事した医師または医療機関が、責社(責社の知り得た事実に関する記録を提供しても異議を申しません。また、本書の複写も同様の			の健康状態	こついて
同	株式会社きずな少額短期保険 御中				
意書	住所:	ご提出日:	年	月	B
	氏名(自署):	被保険者様との経	抗柄:		

更新お手続きのご案内

ご加入いただいておりますご契約の更新手続きについてご案内申し上げます。 お客様のご契約は約2か月後に更新予定日を迎えますが、このたびお届けしました 「更新証」に記載されているご契約内容をご確認いただき、ご契約内容の変更を ご希望の場合は下記連絡先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

		å	手続きの区分		お手続きの 要・不要	お手続き書類の ご提出(当社への 書類到着)期限	更新後の保険料	
1		ご契約内容の変更	見なくそのまま継 級	売される場合	お手続き 不要	_	更新日時点での満年齢での保険料となります。 ※保険料定額コースの場合は更新前の保険料で継続となります。	
2			保険金額の増額			更新日の前々月 の末日		
3		保険金額定額		更新日の前日				
4	加入コ	コース	コース 保険料定額 コース		更新日の前々月 の末日			
5	I ス の				お手続き 必要	更新日の前日		
6	変更があ		保険料の増額		下記コールセンターに	更新日の前々月 の末日	更新日時点での満年書 かつ変更した契約内容 に応じた保険料となり ます。	
7	る場合	保険料定額	保険料の減額		ご連絡くだ さい。 お手続きに	更新日の前日		
8		コース	曽額 を送付いた 更新日の前々月					
9			コース への変更	保険金額の減額 にあたる場合		更新日の前日		
10	1100.00	倹料の払込方法を変 払→年払または年				更新日の前日		
11	保	険を更新されない場	合				_	

※ご契約内容を変更された場合、あるいは保険を更新されない場合は、今回送付しました「更新証」は無効となります。 なおご契約内容を変更された場合は、後日新しいご契約内容を記載した「更新証」を送付いたします。



株式会社 きずな少額短期保険

(コールセンター 03 - 6824 - 4768

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦二丁目13番30号

【 受付時間 】 10:00 ~ 16:00 ※土・日・祝日・年末年始等の当社休業日除く

>連絡先

株式会社きずな少額短期保険

【本社】

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦二丁目 13番 30号 9階

TEL: 052-228-1335

受付時間:10:00~16:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

【 東京事務所 】

〒102-0076 東京都千代田区五番町 6番地 2 ホーマットホライゾンビル 4F

TEL: 03-6824-4768 (コールセンター)

受付時間:10:00~16:00 (土・日・祝・年末年始を除く)

TEL: 0120-178-041 (保険金請求センター)

受付時間:9:30~17:30 (土・日・祝・年末年始を除く)